

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	葛巻 (葛巻町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では 地区内の農事組合法人ファーム葛巻を中心として農地の大半を管理しています。平成26年度から農地耕作条件改善事業により 暗渠排水と畦畔を除去して区画拡大を行い。このことにより水稻の作業効率の向上を図ることを実現した。
現在、当集落は集落一農場で集約化の途中である。 構成員が高齢化していて今後の後継者不足と育成が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要産物である米価の低迷や、購入資材の経費の高騰等により、農業の経営は厳しい状況にあるが、米の増収及び1等比率の向上・品質向上に取り組み健全な経営を目指します。
圃場の環境条件の整備をすることから戦略作物である 小麦・大豆についても引き続き安定栽培を目指す。
地域農業について 後継者の育成のため 地域の農業組合法人と十分に話し合う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じ 農用地の集団化(集約化)に向け、現状の耕作者及び近隣集落との話し合いを進める
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地中間管理機構に貸付、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地耕作条件改善事業の活用により現在も進めている暗渠排水対策工事、畦畔を除去して区画拡大を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地中間管理機構を活用し 集落の経営形態は、農事組合法人ファーム葛巻である 法人経営だけでは補えない事案もあるためJA滋賀蒲生町管内で組織する「集落営農法人連絡協議会」との連携を密に多様な課題に取り組んでいく
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化や適期作業を考慮しつつ、共同防除など作業内容によっては、JAカントリー施設や蒲生地域内法人組織に作業を委託している

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ② 滋賀県環境こだわり農産物の栽培に取り組み実施
- ④ 輸出米の取り組み実施